

千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則の概要

1 趣旨

「警察行政手続サイト」の対象手続として、安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）の選任、解任又は届出記載事項の変更の届出（以下「届出等」という。）が可能となったことなどを踏まえ、千葉県道路交通法施行細則（昭和35年千葉県公安委員会規則第12号）について、所要の改正を行い、安全運転管理者等の届出等に関する手続の見直しを行うものである。

2 改正内容

（1）安全運転管理者証等の廃止

安全運転管理者等の選任の届出を受理したときに交付する安全運転管理者証及び副安全運転管理者証について、廃止することとする。

（2）安全運転管理者等資格認定証の廃止

自動車の運転の管理に関する資格認定を受けた者に対して交付する安全運転管理者等資格認定証について、廃止することとする。

（3）その他所要の規定整備をする。

3 施行期日

令和4年11月1日